

平成29年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

1. 日時場所

平成29年1月25日(水)午後2時00分

議会第1委員会室

2. 委員の現在数

10名

3. 出席委員

1番 嶺岸 勝志

2番 成島 誠

3番 大炊 三枝子

4番 中野 栄

5番 大井 栄一

6番 根本 博

7番 田村 星寿

8番 宮久保 勝

9番 三須 清一

10番 須藤 喜一郎

4. 出席農地最適化推進委員

川口 浩

日下部 一利

香取 典夫

渡邊 一郎

加賀 文志

田村 正明

斎藤 剛廣

長島 操

5. 出席事務局職員

局長 渡辺 唯男

次長 成嶋 文夫

次長補佐 落合 敦

農地係長 富塚 隆則

6. 会議に付した議案等

審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について

報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出に対する
専決処分について

報告第3号 農地法第18条の第6項の規定による通知について

報告第4号 生産緑地のあっせんについて

三須清一会長 改めましてこんにちは。今年もよろしく申し上げます。本日はお忙しい中、委員さん方には総会に出席ご苦労さまです。

ただ今から平成 29 年第 1 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員 10 名の出席をいただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1 番 嶺岸勝志委員

2 番 成島誠委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは議案書の目次をお開きください。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から第 4 号まで、合計 4 議案についてです。

議案第 1 号は「農地法第 3 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件です。

議案第 2 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 2 件です。

議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」です。申請件数は新規が 3 件です。

議案第 4 号は「生産緑地に係る主たる農業の従事者証明について」です。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

三須清一会長 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」の整理番号 1 を審議します。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の 1 ページをお開きください。

議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 29 年 1 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号 1 の説明をいたします。議案資料も 1 ページからとなります。

申請地は〇〇〇地先の田一筆、面積は 3,478m²です。JR〇〇駅の南西側約 2 km に位置しています。位置図は議案資料の 4 ページをご覧ください。

譲受人は〇〇〇の農業者で、経営拡大のために行うものです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第 2 調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第 1 号整理番号 1 について調査結果を報告します。譲受人の夫の立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の同世帯の経営耕地面積は借受地を含め、約 3.55 ヘクタールです。農作業従事日数は本人と夫がそれぞれ年間 300 日です。トラクター、コンバインなどを所有しています。

経営農地についてはすべて効率的に耕作していて、農地の下限面積要件や常時従事要件も満たしていることから農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、第 2 調査会では全員一致で許可相当との判断に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

中野委員。

中野栄委員 これは旦那さんの名前ではなくて、何で奥さんの名前なんですか。

三須清一会長 事務局お願いします。

事務局 それについて農政課とも確認したんですけど、多分いろんな個人的な事情があると思うので、ちょっと確認しなかったのがあれですけど。

休憩してもらっていいですか。

三須清一会長 休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 再開いたします。

ほかに意見はございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第1号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1は原案どおり許可することに決定しました。

続いて、議案第2号について審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年1月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは整理番号1の説明をいたします。議案資料は7ページからとなります。

申請地は〇〇地先の田一筆、面積は4,406m²のうち870.62m²です。JR〇〇駅の南西側約2kmに位置しています。位置図は議案資料13ページをご覧ください。

申請目的は田を隣接農地と同じ地盤まで盛土し、畑地とするもので、平成26年6月に埋め立てにより畑地としている畑地面積を拡張するものです。

譲受人は柏市の土木・建築を主たる業とする聖建工業有限会社です。県の公共工事も多く受注しています。

計画盛土高は最大1.5mで、1,250m³の土を柏市から8トンダンプで4月ごろから10月ごろまで日に約10台搬入する計画です。

事業費は〇〇〇万〇,〇〇〇円で、盛土・整地費を聖建工業有限会社が負担するとのことです。

他法令については埋め立て条例に基づいて申請手続き中です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号1について調査結果を報告します。譲受人及び譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議いたしました。

申請地は手賀沼土地改良区域内であり、農地区分は農用区域内農地となります。

本申請は市農地改良指導要綱の対象となります。

盛土高は指導要綱第5条1項4号の規定の30cm以下の計画となっています。

また、同5号では盛土高と同等の長さで隣地から離して盛土を行うことを規定していますが、こちらは隣地から3m離して計画されています。さらに、同5号により法面の斜度を30度未満にしています。

事業費については金融機関の残高証明書の原本確認が取れています。

なお、埋立区域は隣接農地より3m離れた区域となりますので、排水、通風、土砂流出等の被害を及ぼす影響はないとのことです。

以上、自己の農地を一体の農地として効率的な利用を目的に優良な畑にする一時転用であり、また資金等、目的実現の確実性や周辺農地への影響等の問題がないことから、第2調査会では全員一致で許可相当と判断いたしました。

以上です。

三須清一会長 これより質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号1を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号1は原案どおり許可することに決定しました。

続いて、議案第2号整理番号2について審議したいと思います。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局 議案書の2ページをご覧ください。

転用目的は太陽光発電施設を設置するものです。申請地は〇〇〇〇〇字〇〇地先の田一筆、面積は1,067m²です。JR〇〇駅の南西約1.3kmに位置しています。位置図は議案資料の28ページをご覧ください。

譲渡人は譲受人の会社の役員であり、譲受人は土地を賃借するのと合わせて農地転用して太陽光発電施設を設置するものです。

事業費は建設費〇,〇〇〇万円ほか、合計〇,〇〇〇万〇,〇〇〇円です。銀行からの融資で行うもので、融資内定証明書が提出されています。

なお、別途埋め立ての許可申請を手賀沼課に行うとのことです。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保第2調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第2号整理番号2について調査結果を報告します。譲受人と代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地の所有者は農地として活用することが難しい状況であるため、父の会社に賃貸借し、土地の有効活用をするものです。周辺にさえぎるものが少なく、南からの日照が多く望めることから太陽光発電施設を設置するもので、農地転用を行うものです。

申請地は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

雨水排水は敷地内の自然浸透で処理し、周辺農地への災害防止対策については、周辺農地の所有者と協議して迷惑の掛からないようにするとのことです。なお、隣地との高さを合わせるため50cmの盛土を行うとのことです。

第2調査会では、立地基準や一般基準を満たしていることから全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第2号整理番号2に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第2号整理番号2を採決します。許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2は原案どおり許可することに決定いたしました。続いて、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を審議します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の3ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年1月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は40ページからとなります。整理番号1から3まですべて新規の賃貸借件設定です。

整理番号1の設定農地は〇〇〇字〇〇〇地先の田一筆、面積は1,685m²です。借受者は有限会社今井興業ライスセンターで、貸付者は布佐の方です。賃借料は10アール当た

りコシヒカリ一等米〇〇kgで、期間は10年間です。

整理番号2の設定農地は〇〇〇〇地先の田6筆、合計面積は1万4,544m²です。借受者は〇〇の農業者で、貸付者も〇〇の方です。賃借料は10アール当たりコシヒカリ〇〇kgで、期間は6年間です。

整理番号3の設定農地は〇〇字〇〇地先の畑3筆、面積は1,533m²です。借受者は〇〇〇〇〇〇の農業者で、貸付者は〇〇の方です。賃借料は10アール当たり〇万〇,〇〇〇円で、期間は2年間です。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 整理番号1の借受者の経営面積は借受地を含め、約32.5ヘクタールです。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号2の借受者の経営面積は借受地を含め、約7.36ヘクタールです。農業従事日数は本人が年間300日、妻と父が年間200日で、母が年間100日です。トラクターを初め、農業機械及び農業施設を保有しています。

整理番号3の借受者の経営面積は借受地が約28.5アールです。農業従事日数は年間280日で、平成27年12月の青年等就農計画認定申請者です。トラクター、管理機を保有しています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第2調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから整理番号1から3までの計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との結論に至りました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第3号の整理番号1から3に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第3号整理番号1から3を採決します。決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号の整理番号1から3は原案どおり決定することとしました。続いて、議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」を議題といた

します。

事務局より朗読と説明をお願いします。

事務局 議案書の6ページをお開きください。

議案第4号「生産緑地に係る農業の主たる従事者証明について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成29年1月25日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

議案資料は43ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条による生産緑地の買い取りの申し出を市へ申請するため従事者証明を求めるものです。

買い取り申し出を行う生産緑地は〇〇字〇〇地先の畑一筆、面積は3,074m²のうち1,213.28m²で、JR〇〇駅北西約1.5kmに位置しています。この農地は市街化区域内にあります。

事務局からは以上です。

三須清一会長 続いて、宮久保調査会長から調査結果の報告をお願いします。

宮久保勝調査会長 議案第4号について調査結果を報告します。申出人の立会いの下、現地調査を行いました。

農業の主たる従事者である申出人の妻は、生前は耕作を行っており、現地はいつでも耕作できる状況に管理されておりました。

以上を基に、第2調査会では、農業の主たる従事者が生前は農地を耕作し、適正に管理していたことから、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

三須清一会長 これより議案第4号整理番号1に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手をお願いします。

(発言あり) ちょっといいですか。歳はいくつなんですか。

三須清一会長 暫時休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第4号整理番号1を採決します。生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号整理番号1は原案どおり証明することに決定いたしました。宮久保調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

事務局 それでは報告いたします。報告は第1号から4号までの4件です。

報告第1号は「農地法第4条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、1件受理しました。転用目的・事由は宅地です。

続いて、報告第2号は「農地法第5条の規定による転用届出に対する専決処分について」で、合計6件受理しました。転用目的・事由は6件いずれも宅地です。

以上、市街化区域内における農地転用の届出で、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものです。

次に、報告第3号は「農地法第18条第6項の規定による通知について」で、2件受理しました。農業基盤強化促進法による賃借権設定の解約の通知です。

以上、農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理したものです。

次に、報告第4号は「生産緑地のあっせんについて」です。こちらは市長より平成29年1月4日付けで生産緑地のあっせんを求められています。委員の皆様のお知り合いの農業者で生産緑地を取得したい方がいらっしゃいましたら、お手数ですが2月20日までに事務局へご連絡いただければと思います。

事務局からは以上です。

三須清一会長 報告第1号から4号まで何かご意見がありましたら挙手をお願いします。

事務局 休憩してください。

三須清一会長 休憩します。

(暫時休憩)

三須清一会長 それでは再開いたします。

何かございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了しました。

これをもちまして我孫子市農業委員会平成 29 年第 1 回総会を閉会いたします。

この会議録は、真正であることを認めて署名する。

議 長

署名人

署名人